

令和7年度 重要文化財旧笹川家住宅「和のおもてなし」企画運営業務仕様書

1 委託業務名 重要文化財旧笹川家住宅「和のおもてなし」企画運営業務

2 委託業務の目的

新潟市が所有する唯一の国指定重要文化財である旧笹川家住宅（以下「笹川邸」という。）をプロジェクトマッピングや光の装飾、趣ある邸宅に合った生花や和の装飾により「新しい魅せ方」を引き出す民間活力を導入し、さらなる魅力向上を図ることを目的として、企画運営業務を民間事業者等へ委託し、実施する。

3 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 提案上限額

金 2,350,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

重要文化財旧笹川家住宅「和のおもてなし」企画運営業務（以下「本業務」という。）は、イベント・展示の企画・設営・運営・広報をはじめ、新潟市（以下「本市」）や各種関係団体等との連絡調整や必要な手続きなど、効果的かつ効率的な企画運営に係る業務一式とする。また、企画提案の内容は以下の仕様に沿ったものとする。

（1） イベント・展示の企画、運営等

① イベント・展示内容

実施施設は重要文化財であるため、取り扱いには細心の注意を払うほか、能登半島地震の影響を鑑みて使用可能な場所を効果的に活用し、企画すること。邸宅内の使用可能箇所は、別紙資料1を参照。また邸宅外については、表門から邸宅入口までの空間や庭園、表門前の駐車場を使用可能箇所とし、別紙資料2参照のこと。

企画にあたっては、以下の要素を取り入れること。

- ・重要文化財である笹川邸の品位を保ち、それにふさわしいイベント・展示になるよう工夫をすること。
- ・区内外の広い地域から集客が見込め、交流人口の拡大につながるよう工夫をすること。
- ・悪天候時の対応についても考慮すること。

和のヒカリ

「和のヒカリ」と題して、プロジェクトマッピング上映や邸宅内に光の演出を施したイベント・展示を中心に下記日程で開催すること。常設の装飾は夜限定にならないよう、昼間の魅せ方にも注力すること。

期 間：9月27日（土）～10月19日（日）23日間 午前9時～午後5時

●夜間開館（プロジェクトマッピング・光のイベント・展示）

開催日：9月27日（土）・28日（日）・10月4日（土）・5日（日）・11日（土）・12日（日）・13日（月）・18日（土）・19日（日）9日間 午後5時半～8時

また、味方中学校生徒がプロデュースするエリアを設けることとし、使用場所は資料1で示した場所とする。味方中学校生徒が総合的な学習の時間で作品制作・展示に取り組むため、授業時間に出向き、中学生に対して専門的な見地から作品制作・展示方法や演出について、助言等を行うこと。

授業予定日：7月11日（金）、9月12日（金）・26日（金）3日間 ※授業日・日数は変更になる場合があります

その他

「和のヒカリ」以外のイベント・展示について、実施の有無及び内容については自由提案とする。

② 実施場所

- ・邸宅内、邸宅外に能登半島地震の影響で立ち入り禁止の部分もあることから、実施場所については必ず本市と協議すること。

③ イベント・展示の実施体制・運営面に関する諸調整等

- ・イベント開催時は、当日の警備体制を整え、安全を確保できる適切な人員配置を行うこと。
- ・適切かつ円滑に業務を実施するための実施体制を構築し、業務責任者を選任するとともに、本市との連絡調整を適切に行うこと。
- ・企画したイベントの開催に必要となる施設面での諸調整をはじめ、各種運営に関する計画を作成すること。
- ・イベントの内容に応じて必要となる各種関係法令等の諸調整を行うこと。
- ・笹川邸施設管理者と諸調整を行うこと。
- ・イベント開催期間中の来場者の安全を確保するための警備及び火災等発生時の避難計画を作成すること。

（２） 広報業務

- ・集客促進のためのチラシ・ポスター等の制作のほか、SNS、イベント情報サイト等の各種メディアを活用した広報計画を立て、集客促進のための効果的なパブリシティ活動の実施に努めること。

（３） スケジュール管理

- ・スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に本業務を実行すること。
- ・進捗状況については、本市に随時報告するとともに、スケジュールに変更が生じた場合は速やかに本市と調整すること。

（４） 成果物の提出

- ・事業完了後は、イベント来訪者数や事業効果等及び分析結果をまとめた「事業完了報告書」を作成し、本市に提出すること。

- ・写真、映像等履行状況が確認できるもの。 ※紙媒体 1 部、電子データ一式
- ・打ち合わせ資料、関係機関等協議資料。
- ・その他、市が指示する関係書類。

(5) 留意事項

① 第三者への委託

- ・本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を委託することについてあらかじめ本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

② 安全対策及び許可等の手続き等

- ・イベント実施時には必要な安全対策を図り、緊急時にはそれに対応できる体制を整えること。なお、本業務に必要な許可等の手続きは受注者が行うこと。

③ 関係機関との打ち合わせ

- ・本業務を遂行するにあたっては本市及び関係団体等と随時打ち合わせを行い、その記録は受注者が作成すること。なお、打ち合わせに係る費用等は受注者が負担すること。

④ 個人情報の取扱い

- ・本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として新潟市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

⑤ 著作権の取扱い

- ・本業務の成果物に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、本市に帰属するものとする。ただし、受注者の著作権の行使につき本市の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。
- ・成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

⑥ 賠償責任

- ・疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他本市の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力によりイベントの運営が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、本市に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、イベントの実施に関し、本市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

⑦ 成果物に契約不適合がある場合の訂正

- ・納品後に成果物に契約不適合があることが判明した場合は、受注者は本市の指示により速やかに訂正しなければならない。

⑧ 関係法令の遵守

- ・ 受注者は関係法令を遵守し、その適用及び運用に関しては、受注者の責任において適切に行うこと。

⑨ 定めのない事項等

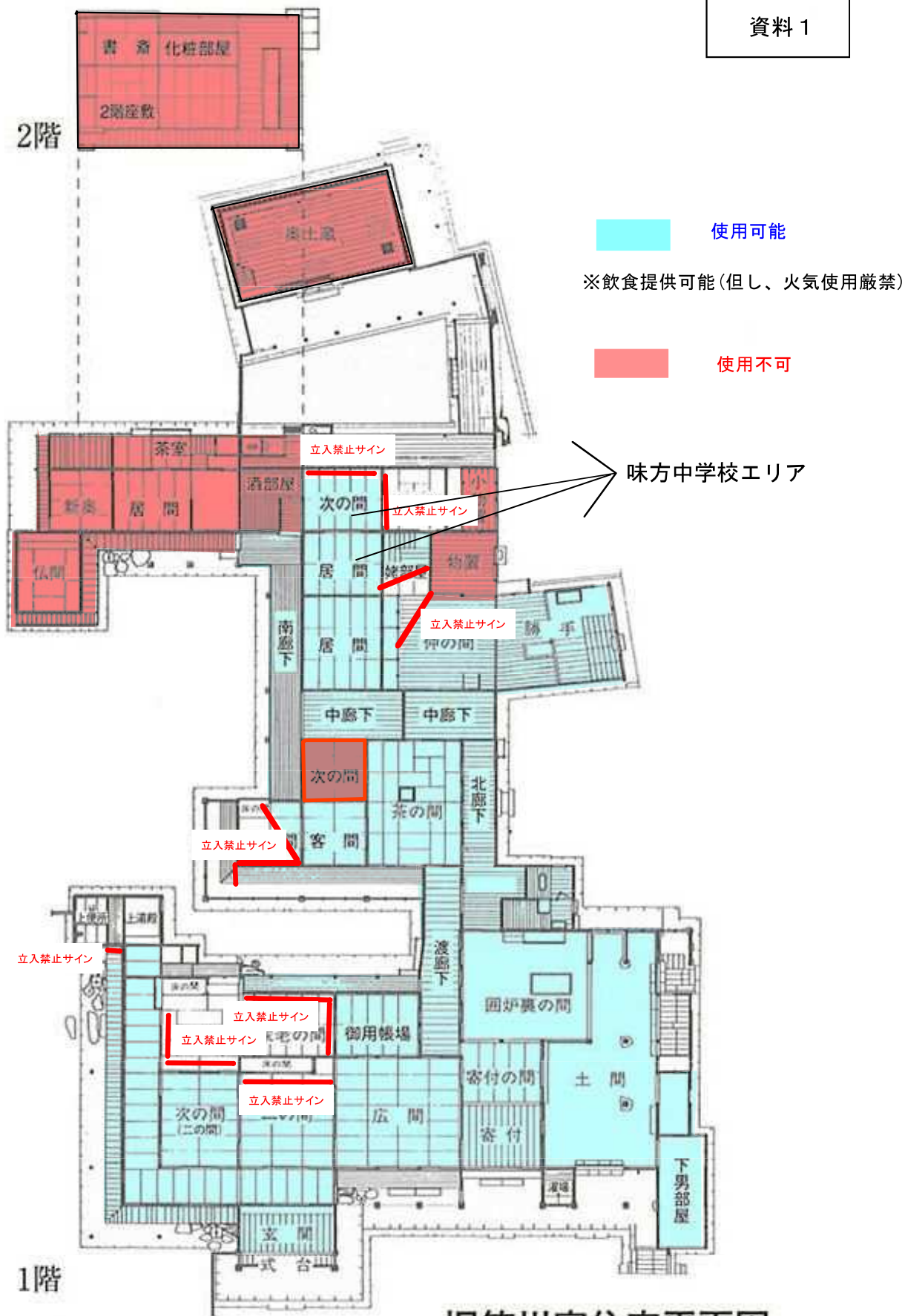
- ・ その他、本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者が協議して決定するものとする。

(6) その他

- ・ 本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル審査終了後、選定された事業者と本市との協議により改めて決定する。

重要文化財旧笹川家住宅における使用可能箇所

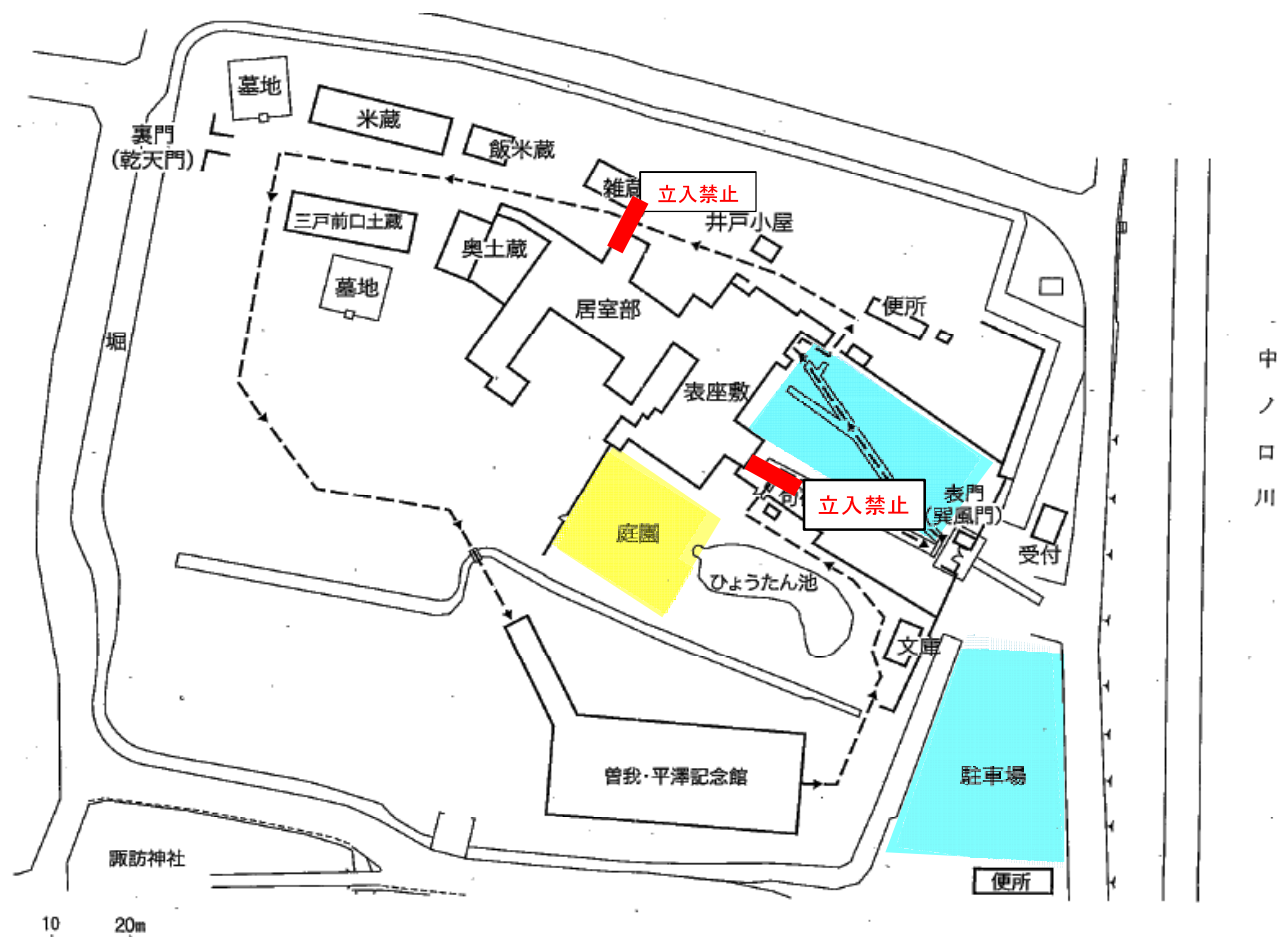
資料 1



旧笹川家住宅平面図

重要文化財旧笹川家住宅における使用可能箇所

資料2



使用可能 ※駐車場部分は飲食提供可



立入禁止区域だが邸宅内から鑑賞可能(ライトアップなど)

旧笹川家住宅邸宅外回り図